

食料安全保障の確立を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国の食料自給率は、カロリーベースで38%、生産額ベースで65%となっており、食料・農業・農村基本計画で掲げる目標達成には程遠い状況にあることから、食料の安定供給の確保が一層重要となっている。

一方、国際貿易をめぐる情勢は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11」という。）及び欧州連合との経済連携協定（以下「日EU・EPA」という。）が本年4月から2年目の関税水準となるほか、日米物品貿易協定（以下「TAG」という。）等の交渉が進められるなど、貿易自由化の動きは更に加速しており、国内生産力の停滞等による食料自給率の一層の低下が懸念される。

とりわけTAGについては、過去の経済連携協定の内容を超える市場開放や早期締結を米国から求められるおそれがあることから、昨年9月の日米共同声明を踏まえ、食料安全保障の立場から毅然とした交渉が強く求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、多面的機能を有する農業の理解の醸成や安全・安心な農畜産物の安定供給を促進し、食料安全保障を確立するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 今後見直される食料・農業・農村基本計画において、食料自給率・食料自給力向上に向けた具体的な考え方や施策を盛り込むとともに、当該計画に沿った対外交渉・国内対策を行うこと。また、家族農業を含めた多様な担い手の育成・確保を主要施策に位置付けること。
- 2 TAG交渉等、今後の国際貿易交渉において、国内農業を維持する市場アクセスの譲許内容等について改めて国会決議を行い、米国等の交渉相手国に対し毅然とした姿勢で臨むこと。また、各分野の交渉内容の開示と国民への十分な説明を行うこと。
- 3 TPP11及び日EU・EPA発効による影響を精査するとともに、生産者が将来の経営を見通せる万全な国内対策を確立し、併せてTPP11については、米国を含む12か国で決定した輸入枠や基準数量を早期に見直すこと。